

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	道路事業(市街地相互の連絡道路) (一) 新地停車場釣師線整備事業	事業番号	D-1-1
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費		809,000(千円)	全体事業費	1,945,000(千円)	
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた中島地区における土地区画整理事業関連の幹線道路を整備するものである。					
中島地区の土地区画整理事業では JR 常磐線の新駅を核とし、役場や中心市街地が計画されており、その新新地駅と主要地方道相馬亘理線間を相互に接続することから中島地区のメインストリートとなる道路を整備するものである。					
構造的には二級河川砂子田川を橋梁で横断し、役場前の道路である県道赤柴中島線と接続、それより東へ向かい JR 常磐線と立体交差し、盛土構造の相馬亘理線へ平面交差で接続する構造としている。新地町事業である中島地区土地区画整理事業計画と調整を図り測量・設計等の調査に着手したいと考えている。					
また、新地町復興計画には「新地駅まちなか形成事業」としての位置付けとなっており安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。					
延長約 2.4km、W=6.0(10.0)m (「(第一次) 新地町復興計画」の 32~33 ページ「(4) 新地駅まちなか形成事業」⑥駅周辺の県道整備を参照)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 橋梁詳細設計、用地買収と一部工事に着手(JR との交差部を先行して工事)					
<平成 26 年度> <平成 27 年度> 橋梁設計・工事 盛土、舗装工事					
東日本大震災の被害との関係					
JR 常磐線(新地駅)及び釣師浜漁港の周辺地区を含む当路線の全区間が、津波による被害を受けており、沿線集落の大部分も災害危険区域の指定(H23.12.27 告示)を受け、集団移転が進められている。このため、移設する新地駅周辺の土地区画整理事業と連携を図りながら整備を進めるものである。中島地区の世帯は津波により全壊。JR 常磐線が新ルートで整備されることから、現道については原形復旧ができないため新ルートでの道路整備となった。					
関連する災害復旧事業の概要					
土地区画整理事業及び JR 常磐線の新ルートが計画され、付替となることから災害復旧工事での対応が不可能であるため新ルートで計画となった。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名	(なし)				
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	大戸浜富倉線道路整備事業	事業番号	D－1－4
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町	
総交付対象事業費		1,018,900 (千円)	全体事業費	1,018,900 (千円)	
事業概要					
漁港を中心として水産・観光等の施設の整備を進める大戸浜地区は、防災集団移転促進事業の移転先住宅地の 1 つでもあるため、大戸浜地区から町の西側の市街地へ、津波等の災害発生時に避難するための東西方向の道路整備を図る。このうち、JR 常磐線との交差部については、円滑な避難のため陸橋の整備を図る。 延長約 1,022m、W=5.5 (9.25) m 「(第一次) 新地町復興計画」においては、10 ページ「(1) 安全・安心なまちづくり、①災害に備えるまちづくり」において、「避難路としての東西道路の整備、踏切の立体化等により町の安全性を高める」と位置づけている。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 測量及び実施設計、橋梁予備設計、用地買収。					
<平成 25 年度> 橋梁詳細設計、道路改良工事。					
<平成 26 年度> 道路舗装工、橋梁下部工、橋梁上部工					
<平成 27 年度> 道路改良工・橋梁工					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した大戸浜集落は災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したもの、漁港及び水産関連機能は再整備を進めることに加え、新たに防災緑地公園なども整備を図ることから、就業者や施設利用者が緊急時に西側の市街地へと円滑に避難できる道路の整備を進める必要がある。 また町内では、東日本大震災の津波からの避難時に JR 踏切で足止めされたことによる犠牲者もあったことから、避難路における踏切の解消は必要不可欠の課題となっている。					
関連する災害復旧事業の概要					
釣師浜漁港や海岸の防潮堤、地区北側を流れる濁川の堤防において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	道路事業(市街地相互の連絡道路) (主) 相馬亘理線整備事業	事業番号	D-1-5
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)		
総交付対象事業費	2,860,000(千円)	全体事業費	4,793,000(千円)		
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた大戸浜地区、中島地区、作田地区の高台移転集落等を相互に接続し、中島地区土地区画整理事業と被災した JR 常磐線の新ルート整備とともに一体的な防災のまちづくりとして道路整備を実施するものである。					
大戸浜地区の高台から JR 常磐線の新駅が計画されている中島地区の平地部を通り、作田地区の高台へとつながるルートとなっており、二級河川砂子田川等を橋梁で交差し、県道新地駅停車場釣師線と交差し、避難路となっている複数の町道をボックスカルバートで交差する構造であり、道路構造上必要最小限の盛土構造となる。またこの盛土構造により、中島地区(土地区画整備事業)等、町中心部である国道 6 号より東側地区の浸水被害が低減されることとなる。					
踏切による被災により JR 常磐線との立体交差が求められていることから、県道も立体交差となっている。現在、道路詳細設計、用地測量等を実施中であり、引き続き盛土工事に着手したいと考えている。					
新地町復興計画に「復興道路」として位置付けられており、町民の安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている。					
・延長約 3.5km、W=6.0(10.0)m (「第一次 新地町復興計画」の 2 ページ「(1) 安心・安心なまちづくり」②土地利用を参照)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 道路詳細設計、橋梁詳細設計、用地測量、用地買収、一部盛土工事に着手。					
<平成 26 年度> 用地買収、盛土工事、橋梁工事等に着手予定。 橋梁工事、舗装工事等					
東日本大震災の被害との関係					
現道の相馬亘理線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、大戸浜地区及び埠木崎地区の世帯は津波により全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画し、跡地に防災緑地を計画するとともに本路線を「二線堤」とした「多重防衛」を講じ、防災拠点施設となる役場及び、国道 6 号を浸水から守ることを基本的なコンセプトとしてまちづくりを計画しており、土地区画整理事業と一体的に本路線の整備を進めることが不可欠となっている。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防、砂子田川及び三滝川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	新地町岡地区災害公営住宅整備事業	事業番号	D－4－5
交付団体	新地町		事業実施主体（直接/間接）	新地町	
総交付対象事業費	323,510（千円）		全体事業費	323,510（千円）	
事業概要					
別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 当事業については第三回の交付決定をいただき事業着手済であるが、実施設計の進展により事業費の変更を申請するものである。 戸数：14 戸 (「(第一次) 新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 測量等調査・用地取得。造成工事。					
<平成 25 年度> 造成工事。基本・実施設計。建築・設備工事。外構工事。					
<平成 26 年度> 建築・設備工事。外構工事。					
東日本大震災の被害との関係					
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、仮設住宅建設時に、被災前集落のコミュニティ維持や小学校区に配慮して入居先を決めたことから、その取り組みをさらに進め、防災集団移転事業の移転先の各地区に災害公営住宅の建設を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
(なし)。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	新地町災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	新地町		事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費	44,446（千円）		全体事業費	233,964（千円）	
事業概要					
平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で家屋の流失または全壊により罹災した新地町に居住していた世帯で、自分の資力により住宅再建が困難な世帯に対し、新たな災害公営住宅を建設するが、政令月額が 158 千円以下の低額所得者が入居している災害公営住宅に対し、近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を補助する。					
○事業量					
新地町災害公営住宅 135 戸の家賃低廉化 (町内で建設予定の災害公営住宅 150 戸の内、政令月額が 158 千円以下と想定される世帯は 135 戸程度と想定される)					
当面の事業概要					
平成 25 年度に 36 戸、平成 26 年度に 75 戸、平成 27 年度に 39 戸の災害公営住宅の建設を完了する予定で、管理を開始するため、家賃対策補助の対象住宅となる。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の被災者に賃貸する災害公営住宅係る家賃の低廉化に要する費用である。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費		13,220（千円）	全体事業費	52,461（千円）	
事業概要					
平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で家屋の流失または全壊により罹災した新地町に居住していた世帯で、自分の資力により住宅再建が困難な世帯に対し、新たな災害公営住宅を建設するが、政令月額が 80 千円以下の低額所得者が入居している災害公営住宅に対し、一定期間入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、新地町が設定した本来の家賃よりも低い家賃の設定との差額を補助する。					
○事業量					
新地町災害公営住宅 120 戸の特別家賃低減 (町内で建設予定の災害公営住宅 150 戸の内、政令月額が 80 千円以下と想定される世帯は 120 戸程度と想定される)					
当面の事業概要					
平成 25 年度に 36 戸、平成 26 年度に 75 戸、平成 27 年度に 39 戸の災害公営住宅の建設を完了する予定で、管理を開始するため、家賃対策補助の対象住宅となる。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の被災者に賃貸する災害公営住宅に居住する入居者の家賃について、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免するために必要な事業費である。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	53	事業名	都市公園事業（釣師地区防災緑地）※施設費	事業番号	D-22-2
交付団体	新地町		事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費	1,090,000（千円）		全体事業費	1,703,000（千円）	
事業概要					
■釣師地区 津波防災緑地 A=約 18.1 ha 【公園種別：緩衝緑地】 新地町釣師地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落、県道相馬亘理線、JR 常磐線新地駅を含む前後の線路、中島地区を破壊し、新地町役場、国道 6 号まで浸水させた。 本事業は、津波被害を受け集団移転を行う沿岸集落と農地の跡地（砂子田川～濁川）に、防災緑地を整備し、その他、防潮堤、県道相馬亘理線等と一体的に津波の減衰を図り、新地町役場や国道 6 号への浸水を防ぐ減災のまちづくりを目指して実施するものである。また、この減衰効果により、町で予定している中島地区土地区画整理事業エリアも浸水深が低下し事業実施が可能となっている。 構造的には、海岸から防潮堤、防災緑地となる盛土と樹林及び背後にある緑地区域外の湛水区域、県道相馬亘理線との組み合わせで津波の減衰を図る計画としている。 なお、地区南端の砂子田川の北側には福島県による防災緑地が整備される。 (「(第一次) 新地町復興計画」の 28~29 ページ「(3) 海のあるまち再生事業」②公園緑地の整備を参照) また、釣師地区防災緑地は、「新地町復興整備計画」及び「新地町地域防災計画」に、10 戸以上の市街地や主要な公共施設（新地町役場、国道 6 号）を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 地形測量、用地測量、緑地設計					
<平成 25 年度～平成 27 年度> 盛土工、植栽工、園路広場等 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた釣師集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23.12.27 告示）を受けており、集団移転事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進める。 新地町「防災のまちづくり」におけるインフラ整備の基本的な考え方は、防災拠点となる役場と国道 6 号を浸水から守ることとしているため、海岸堤防及び防災緑地を主たる津波防御施設としてシミュレーションを行い、本事業の規模を計画している。					
関連する災害復旧事業の概要					
予定地区内の沿岸部に位置する海岸防潮堤において災害復旧事業が進められている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					